

一般社団法人岡山県老人保健施設協会弔慰規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県老人保健施設協会（以下「協会」という）の社員等の弔慰について定める。

(対象)

第2条 適用の範囲は、協会社員施設の理事長及び施設長等とする。

(弔慰金等)

第3条 協会の社員等が亡くなられた場合、会長名で下記のとおり弔慰金等をおくるものとする。

理事長が亡くなられた場合

- ・弔慰金 10,000 円
- ・生花
- ・弔電

施設長が亡くなられた場合

- ・弔慰金 10,000 円もしくは生花
- ・弔電

(補足)

第4条 この規程に定められた事項又は定めのない事項で、弔慰金等の支出に関して会長が必要と認めた場合は会長の判断で行えるものとし、後日理事会に報告するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成21年5月31日から施行する。